

徳島県公安委員会告示第 16 号

警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 2 条の表の 6 の項の上欄に規定する徳島県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 10 月 31 日

徳島県公安委員会委員長 稲 井 芳 枝

路 線	区 間
1 一般国道 11 号	徳島県の全域
2 一般国道 28 号	徳島県の全域
3 一般国道 32 号	徳島県の全域
4 一般国道 55 号	徳島県の全域
5 一般国道 192 号	徳島県の全域
6 一般国道 193 号	徳島県美馬市脇町の全域
7 一般国道 195 号	徳島県の全域
8 一般国道 318 号	徳島県の全域
9 一般国道 438 号	徳島県徳島市、名東郡佐那河内村及び美馬市美馬町の全域
10 主要地方道徳島引田線	徳島県の全域
11 主要地方道鳴門池田線	徳島県の全域
12 主要地方道松茂吉野線	徳島県の全域
13 主要地方道徳島吉野線	徳島県の全域
14 主要地方道羽ノ浦福井線	徳島県の全域
15 主要地方道徳島環状線	徳島県の全域

16	主要地方道徳島鴨島線	徳島県の全域
17	一般県道宮倉徳島線	徳島県徳島市の全域
18	一般県道土成徳島線	徳島県の全域
19	一般県道大林津乃峰線	徳島県の全域